

草津栗東行政事務組合監査委員条例

令和4年10月1日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、草津栗東行政事務組合監査委員の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回これを行う。

2 前項の監査を行うときは、監査の期日前7日までにその期日を管理者、組合議会の長および法令または条例に基づく委員会または委員（以下これらを「関係機関」という。）に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(随時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査をしようとするときは、監査の期日前5日までにその期日を管理者および関係機関に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金等の監査の通知)

第4条 法第199条第7項の規定により監査を行うときは、監査期日前10日までにその期日を監査の対象となる財政的援助を与えているものに対して通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(関係人の出頭要求等)

第5条 監査委員は、法第199条第8項の規定により、関係人の出頭を求め、関係人について調査し、もしくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、または学識経験を有する者等から意見を聴くときは、当該期日前7日までにその旨を管理者および関係人に通知しなければならない。

(請求または要求に基づく監査)

第6条 法第75条第1項、法第98条第2項、第199条第6項および第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の8第3項の規定による監査は請求または要求があった日から10日以内に着手しなければならない。

(例月出納検査)

第7条 監査委員は、法第235条の2第1項の規定による出納検査を毎月20日から月末以内に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(指定金融機関等の監査の通知)

第8条 法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、監査の期日前5日までにその

期日を当該指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関（次条において「指定金融機関等」という。）に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

（指定金融機関等の検査結果の報告の要求）

第9条 会計管理者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第168条の4第3項の規定により監査委員から指定金融機関等の公金の収納または、支払の事務および公金の預金の状況について検査の結果の報告を求められたときは速やかにこれに応じなければならない。

（審査および意見の報告）

第10条 監査委員は、法第233条第2項による決算、証書類その他の書類の審査の結果に基づく意見は、審査に付された日から90日以内に管理者に通知しなければならない。ただし、90日以内に審査を終了することが困難と認められる場合は、あらかじめその旨を管理者に通知し期日を延長することができる。

（請願に対する措置）

第11条 法第125条の規定による措置については、送付のあった日から30日以内にその結果を組合議会に報告しなければならない。

（監査、検査に必要な書類の提出要求）

第12条 法第233条第2項の規定による決算審査その他の検査、監査の実施に際しては監査委員は長に対し職務執行上必要と認めた書類、帳簿その他の記録の提出を求めることができる。

（管理者の勧告に対する報告）

第13条 法第180条の4第1項の規定により組織および運営の合理化に関する勧告を受けた場合は、その日から30日以内にその措置の結果について長に報告しなければならない。

（告示および公表）

第14条 監査委員の行う告示および公表は、草津栗東行政事務組合公告式条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第2号）の規定に準じて行う。

（委任）

第15条 この条例に定めるものを除くほか、監査、検査および審査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年2月16日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。